

邑楽町介護予防・日常生活支援事業（通所型サービス）

重要事項説明書

1 事業所概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	デイほほえみの里									
所在地	群馬県邑楽郡邑楽町大字石打1454-1									
管理者	藤澤 富枝									
電話番号	0276-55-0068									
FAX番号	0276-89-8341									
介護保険事業所事業所番号	1	0	7	3	1	0	0	7	9	2
その他のサービス	通所介護									
サービスを提供する地域※	邑楽町									

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤		計
管理者	看護師 介護支援専門員		1名		訪問看護兼務 訪問介護兼務	1名
生活相談員	介護福祉士		0名	4名	兼務3名	4名
機能訓練指導員	看護師 准看護師		0名 0名	1名 0名	兼務1名	1名
介護	正看護師		0名	3名	兼務3名	3名
	准看護師		0名	1名	兼務1名	1名
看護	介護福祉士		0名	5名	生活相談員兼務3名	5名
職員	実務者研修		0名	0名		0名
	ヘルパー1級		1名	0名		1名
	初任者研修		0名	4名		4名
	その他		0名	0名		0名

(3) 利用定員・営業時間

	通所介護・介護予防通所介護・第一号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】
利用定員	35名
休業日	土・日曜日、12/31～1/3
営業時間	9時00分～17時00分 【活動は9時～14時10分】

(4) 設備概要

食堂兼活動室	113m ²	相談室	1室
浴室	一般浴（個浴3槽） リフト浴 1槽	静養ベッド	3床
		送迎車	5台

2 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じて生活機能の維持又は向上をめざし、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の生活を援助します。

職員を対象にした研修会、学習会等を実施し、サービスの向上に努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間につきましては、あらかじめ利用者の方と相談し連絡いたします。行事等を実施する時は通常の送迎時間となる場合がありますのでご注意ください。
- ② 食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ③ ケアプラン等に基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

3 サービスの内容

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活に向け援助します。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリア外利用者のご相談ください。
- ② 食事：口腔機能に合わせた食事形態で提供します。治療食はご相談下さい。
- ③ 入浴：利用者の状態に合わせて介助浴、リフト浴を提供します。
- ④ 排泄：利用者の状態に合わせてトイレ介助、オムツ交換等の援助を行います。
- ⑤ 機能訓練：機能訓練指導員等が、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービスを提供します。
- ⑥ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑦ 生活相談：利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

利用料は給付費の1～2割で、下記のとおりです。基本料金は加算料金を除き、月単位の定額制です。月の途中で居住地の変更に伴い事業所の変更があったり、介護認定の状態区分が変更され、要支援状態から要介護状態に変更されたりしますと、日単位の料金となります。

		介護予防通所介護
基本料金		月単位定額料金
	要支援1 通所型サービスⅠ	1,672円/月
	要支援2 通所型サービスⅡ	3,428円/月
加算料金	介護職員処遇改善加算	利用単位数×5.9%
	特定処遇改善加算	利用単位数×1.0%
	サービス提供体制強化加算	支援Ⅰ 72円/回 支援Ⅱ 144円/回
減算料金	同一建物減算	要支援1 通所型サービスⅠ 376円/月
		要支援2 通所型サービスⅠ 752円/月
備考	① 入浴の料金は基本料金に含まれます。 ② 昼食代（おやつ含む）は680円です。 ③ 行事参加費、おむつ代、生活消耗品、活動材料費は別途請求させていただきます。 ④ 自費利用732円/1時間	

(2) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、予防介護は月単位の定額制の為、利用料金のキャンセル料は発生しませんが、下記の場合にはいただくことがございます。

<介護予防通所介護の場合>

- ① ご利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合：無料
- ② ①以外の場合：昼食代¥680円

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は、当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。（連絡先 0276-55-0068）

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。サービス提供が決まりましたら、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。すでに契約しているケアマネジャーがおられる場合は、当事業所と契約をする前にケアマネジャー等とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスを終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）となった場合。但し、1年以内に利用者が再び要支援または要介護認定となった場合は、利用者と事業所の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合。
- ③ その他
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

①当事業所のお客様相談・苦情窓口

No	機関名	連絡先
1	デイほほえみの里	担 当：横尾 まり子 電 話：0276-55-0068
2	邑楽町	担 当：保険年金課介護保険係 電 話：0276-88-5511
3	群馬県	担 当：介護保険審査会 電 話：027-226-2581
4	群馬県国保連合会	担 当：介護保険課 電 話：027-290-1323

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

あいおいニッセイ同和損保

賠償責任保険 介護保険事業者・社会福祉施設特別約款

補償内容：身体 1億円/1事故、

財物 100万/1事故

9 非常災害対策

- ① 防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防火管理者を選任するとともに、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を常に良好に保ちます。
- ③ 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

10 個人情報保護に関する方針

1. 個人情報の保護に関する方針

◆ 法令の遵守

当法人は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

◆ 個人情報の適正な取得

当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。

◆ 個人情報の利用

当法人は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

◆ 個人情報の第三者提供

当法人は、法に基づき許容される範囲を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

なお、必要に応じて当法人業務の一部を委託する場合に、業務委託先に対し個人情報の一部を

提供する場合がありますが、この場合においても当法人としての業務の委託先に対する適切な監督を行います。

◆ 個人情報の適切な管理

当法人は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲で、できる限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏洩、滅失、毀損などがないよう十分に配慮し、安全に管理します。

◆ 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

当法人は、当法人が所有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、また、その内容に関する訂正、追加、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い速やかに対応します。

◆ 個人情報の取扱いに関する苦情への対応

当法人は、当法人における個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応します。

2. 個人情報の利用目的、個人情報の開示等

◆ NPO ほほえみで提供されるサービス（以下、介護サービスという）の利用者への介護の提供に必要な利用目的

I. 介護関係事業者の内部での利用

- ① 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
・開始・終了等の管理 ・会計・経理 ・事故等の報告 ・当該利用者のサービスの向上

II. 他の事業者等への情報提供

- ① 当該事業所等が利用者提供する介護サービスのうち、
 - ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
 - ・ (サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託 ・ 家族等への心身の状況説明 (利用者が許可した場合)
- ② 介護保険事務のうち、
 - ・ 保険事務の委託 ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

◆ 上記以外の利用目的

I. 介護関係事業者の内部での利用

- ① 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

◆ 個人情報の開示・訂正等

当法人が保有する個人情報については、ご本人からの申し出に応じ、開示内容の訂正、追加、削除等を行います。

1 1 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施状況 未実施

令和 年 月 日

予防介護通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡邑楽町石打 1454-1

事業者 特定非営利活動法人 NPO ほほえみ

代表者名 藤澤富枝

印

説明者氏名

私又は私の家族は、個人情報について会議、医療機関、市町村等の医療保険福祉サービスとの連携を図るための情報提供に（同意する・同意しない）。

私又は代理人は、本書面により、事業者から予防介護通所介護についての重要事項の説明を受け交付を受けました。

令和 年 月 日

《利用者》

住所

氏名

印

《家族代表》

住所

氏名

印 続柄

《代理人》

住所

氏名

印 続柄